

## 公 募 公 告

福井県が実施する福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和3年5月14日

福井県知事 杉本 達治

### 1 目 的

この事業は、女性活躍に関して課題を抱える県内企業に対しコンサルタントを派遣し、課題の解決を図るとともに、女性の育成・登用に関する企業モデルを構築、県内企業に広く発信することで、県内企業の女性管理職登用や、女性が働きやすい環境整備を加速させることを目的とする。

### 2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称  
福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託
- (2) 公告業務の内容  
福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託仕様書（別紙）（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

### 3 提案上限金額

委託料として4,740,000円（消費税、地方消費税を含む）を上限とする。  
委託料に含まれる個別コンサルティングは5件とし、支援企業のコンサルティング料の下限は1件あたり500,000円とする。  
なお、支援する企業が5件に満たない場合は、協議の上、変更契約にて減額を行う。

### 4 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。  
※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) これまでに従業員301人以上の企業において複数の女性活躍推進に関するコンサルティングの実績があること。

- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと。
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 5 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおりの認定を受けなければならない。

### (1) 提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・法人等概要説明書（様式2）
- ・過去に実施した同種または類似のコンサルティング業務の概要（様式3）
- ・参加資格誓約書（様式4）
- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制が分かる書類（企業案内等）
- ・福井県競争入札参加決定通知書（写）

※申請中である場合は、競争入札参加資格申請書の写

### (2) 提出期限

令和3年5月21日（金）17時まで。

### (3) 提出先および方法

13の担当窓口まで、正本1部を持参または郵送（簡易書留等）により提出すること。日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。

なお、郵送による場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用し、令和3年5月21日（金）17時までに必着とする。

### (4) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和3年5月25日（火）までに電子メールにより申請者あて通知する。

### (5) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 参加資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和3年5月27日（木）12時まで説明を求め旨を記載した書面を、13の担当窓口あてに持参もしくは郵送により提出しなければならない。

ない。

イ 説明を求めたものに対して、令和3年5月28日（金）17時までに書面により回答する。

## 6 企画提案書の提出手続

### (1) 提出書類

参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出すること。

提出書類は、いずれもA4版で、出来る限り詳細に記載すること。様式は任意（白黒、カラーいずれも可）とする。

ア 企画提案書の提出について（様式6）

イ 企画提案書（内容は、仕様書を踏まえたものとする。なお、提出後の追加および変更は認めない。）

ウ 業務実行体制表およびスケジュール表

エ 見積書（経費配分が分かるよう、出来るだけ詳細に記載したもの）

オ その他、業務の効率化や経費節減等に資する提案（提出は任意）

上限金額範囲内で可能であり、かつ、業務の効率化や効果を高める提案  
新型コロナウイルス感染拡大禍での業務の遂行方法と実施体制について

### (2) 提出部数

正本1部、副本6部

なお、副本のうち1部はホチキス留め等を行わないこと。

### (3) 提出期限

令和3年5月31日（月）17時まで。

### (4) 提出先および方法

13の担当窓口まで、持参または郵送（簡易書留）により提出すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

なお、郵送による場合は、封筒に「福井県女性活躍推進コンサルタント派遣事業業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

### (5) 留意点

ア 再委託先があり判明している場合は、(1)イの企画提案書に、その業務内容および再委託金額を明記すること。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 期日までに書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

## 7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式5）に記載の上、電子メールまたはファックスにて次の宛先に送付すること。

### (1) 送付先

13の担当窓口

### (2) 受付期限

令和3年5月21日（金）12時まで

### (3) 回答

質問の回答は、令和3年5月25日（火）までに、電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。

### (4) 到達確認

質問票を提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

## 8 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いを行わない。

## 9 仕様書等の交付

仕様書等については、福井県地域戦略部県民活躍課ホームページに掲載し、交付するものとする。  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/ladygo/womanconsultantitaku.html>

## 10 審査・選定方法および契約方法等

次の基準による。

### (1) 委託契約予定者の選定方法

ア 企画提案は、審査委員が企画提案書とそれに基づくプレゼンテーションの内容について、以下の審査基準に基づき総合的に審査を行う。

なお、選定結果は、選定終了後に企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知する。審査および選定の経過については公表しない。また、選定結果の異議申し立ては受け付けない。

(審査基準)

評価項目	業務実施体制全般	・本業務の内容・趣旨を十分に理解しているか ・本業務を適切に執行するノウハウを有するか ・必要な人員を確保するなど、適正な運用体制をとり、本業務を正確かつ迅速に実施できる体制か 他
	個別コンサルティング業務	・コンサルティング実績 ・支援企業の現状確認方法、回数 ・各対策の具体的な内容 ・計画実行支援の具体的な方法、回数 ・支援終了後も企業が継続的に女性活躍を推進する体制を構築できるか 他
	県が見直しを実施する女性活躍推進に関する研修への提案に関する業務	・企業の女性活躍推進に関する研修開催実績があるか 他
	スケジュール	・早期に事業実施体制が整い、円滑な遂行が可能か
	経費	・経費節減が図られ、内容に鑑み適正なものとなっているか
	創意工夫	・業務の実施にあたり効果的・効率的に実施するための工夫がみられるか ・新型コロナ感染拡大禍での業務の遂行方法と実施体制があるか

イ プレゼンテーションの実施において、ビデオ会議システムを活用したプレゼンテーションを実施する。参加資格の認定を受けた者は、審査委員会が指定するビデオ会議システム（Microsoft の「Teams」）によりプレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。なお、ビデオ会議システムを活用したプレゼンテーションを実施するための費用（機材、通信費

等)については、参加資格の認定を受けた者の負担とする。

ウ 企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限を上回った場合には、審査の対象とならない。

#### (2) 審査委員会の開催

参加者によるプレゼンテーションに基づく審査委員会を開催する。審査委員会はビデオ会議システムにおいて開催する。開催予定日は令和3年6月2日(水)とするが、日時等の詳細については別途通知する。

審査委員会で最も優れていると認めたものを本業務の委託契約予定者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。

(3) 委託契約予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出する。

(4) 見積書の内容を精査の上、委託契約予定者と随意契約により契約を締結する。

契約期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

※企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。

また、契約内容は仕様書および提案書に基づいて決定するが、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

### 11 企画提案書等の情報公開

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)の名称、審査結果概要等の情報を公開する場があることを了知の上で応募すること。

### 12 その他

(1) 企画提案書の作成および提出のための費用については、提案者の負担とする。

(2) 採用された企画提案内容は、協議の上、変更することがある。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となることがある。

### 13 担当窓口

〒910-8580

福井県 地域戦略部 県民活躍課

女性活躍グループ(担当：宇佐美)

TEL：0776-20-0319

FAX：0776-20-0632

E-mail：kenkatsu@pref.fukui.lg.jp